

# ○旭川市道路線認定・廃止基準

昭和 50 年 10 月 1 日

改正 昭和61年 8 月 1 日

平成 7 年 7 月 1 日

(目的)

**第 1 条** この基準は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条または第 10 条の規定に基づき、市道として路線を認定・廃止するために必要な事項について一定の基準を定め、公平で適正な事務処理の確保及び運用を図ることを目的とする。

(認定)

**第 2 条** 市道路線の認定は、系統的で公共的利用価値があり、次条から第 6 条までの各条を充たす場合に行うことができる。

(道路用地の所有権)

**第 3 条** 道路用地は原則として、市が所有権を得たものとし抵当権等の権利が設定されていないものとする。

(道路用地の幅員)

**第 4 条** 道路用地の幅員は、次の各号に定める事項に該当しなければならない。

- (1) 新たに造成される道路のうち、数街区又は大街区で形成する道路は、原則として「11メートル以上」とし、街区を形成する道路及び、市街化調整区域にある道路は「8メートル以上」とする。
- (2) 原則として都市計画法施行の日(昭和 44 年 6 月 14 日)以前に造成された道路であり、既に家屋が連たんし構造的に拡幅が困難な場合は、特例として 4m 以上とすることができる。
- (3) 宅地開発事業等で造成される道路で、将来新たに残り半幅の造成が見込まれるものは、大街区で形成する道路において半幅 5.5 メートル以上、街区形成する道路は、4.0 メートル以上とする。
- (4) 道路法第 48 条の 7 の規定に基づく自転車専用道路等については、道路構造令に定める幅員を確保していることとする。

(道路の接続)

**第 5 条** 道路の起点及び終点が直接公道に接続する道路並びに一端が公道に接続し他の一端が公共施設内に通じる道路。

ただし、行き止まり道路であっても次の(1)から(3)の要件を充足する場合は認定道路とすることができる。

- (1) 一端が公道に接続している。
- (2) 延長が、30.0m 以上の場合。
- (3) 終端に自動車の転回広場用地として 13.0m×13.0m 以上の用地が確保されている場合。

(道路の構造)

**第6条** 道路の構造は、道路構造令（昭和45年政令320号）の定めによるものの他、次の各号に掲げる条件が満たされていることを原則とする。ただし、道路管理者が交通安全上、管理上支障が無いと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 路面の排水施設を整えるか、または路面排水ができるような形状であること。
- (2) 道路の路面状態は、通行に支障のない程度に整備されていること。
- (3) 道路の敷地は、極端に屈曲したりカギ状でないこと。
- (4) 道路の交差部は、道路幅員に応じた隅切を有すること。
- (5) 道路敷地内には、支障となる物件及び突出物件がないこと。
- (6) 縦断最急勾配は4%以下とする。
- (7) 道路用地と私有地の境界が明確であること。
- (8) 道路用地に民地家屋等からの落雪がないこと。

(廃止)

**第7条** 市道路線の廃止は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 代替道路の新設により不要となる場合。
- (2) 都市計画法、土地区画整理法等の規定に基づく事業の施行により不要になる場合。
- (3) 国道または道道として国または道に移管する場合。
- (4) 路線の見直しにより、新たに認定替えする場合。
- (5) 周辺地域における土地利用の変化等により、廃止しても公益上支障がないと認められる場合。

(施行の取扱要領)

**第8条** この基準に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

**附 則**

この基準は、昭和50年10月1日から施行する。

**附 則**

この基準は、昭和61年8月1日から施行する。

**附 則**

この基準は、平成7年7月1日から施行する。